

薬食発第1001026号

平成16年10月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

化粧品基準の一部を改正する件について

平成16年10月1日厚生労働省告示第370号により化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 改正の趣旨

薬事法第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる成分及び紫外線吸収剤の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

- (1) 別表第2の3を追加し、新たに、ユビデカレノン^①を、粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの及び粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないものにおいて100g中の最大配合量として0.03gまで配合できることとしたこと。

(2) 別表第4の2を改正し、新たに、紫外線吸収剤として、2,2'-メチレンビス(6-(2Hベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール)を、粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの及び粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないものにおいて100g中の最大配合量として10.0gまで配合できることとしたこと。

○厚生労働省告示第三百七十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十月一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第2項中「添加剤としてのみ使用される成分」の上に「及び別表第2から第4に掲げる成分」を加える。

別表第2の2の次に次の一表を加える。

3 化粧品の種類により配合の制限のある成分（注）

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用される ことがない化粧品の うち洗い流すもの	粘膜に使用される ことがない化粧品の うち洗い流さないもの	粘膜に使用される ことがある化粧品
ユビデカレノン	0.03	0.03	

（注） 空欄は、配合してはならないことを示す。

別表第4の2の表中

「フェルラ酸	10	10
--------	----	----

フェルラ酸	10	10
2,2'-メチレンビス(6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルピペリジン)	10.0	10.0

を

に改める。